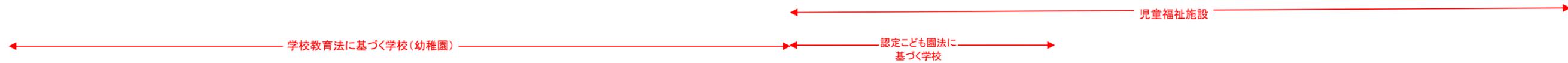


認可基準等の比較(幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・保育所)



「→」は本市独自の取扱い

	①幼稚園(旧制度(私学助成による運営))	②幼稚園(新制度)	③幼稚園型認定こども園	④幼保連携型認定こども園	⑤保育所型認定こども園	⑥保育所
法的性格	学校教育法に基づく学校	・学校教育法に基づく学校 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設	・学校教育法に基づく学校 ・認定こども園法に基づきこども園として認定された幼稚園(認可外の保育機能施設を併設可) ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設	・児童福祉法に基づく児童福祉施設 ・認定こども園法に基づく学校 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設	・児童福祉法に基づく児童福祉施設 ・認定こども園法に基づきこども園として認定された保育所 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設	・児童福祉法に基づく児童福祉施設 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設
認可・認定権限	京都府	京都府	幼稚園認可 : 京都府 こども園の認定 : 京都府(H30年度から京都市)	京都市	保育所認可 : 京都市 こども園の認定 : 京都府(H30年度から京都市)	京都市
設定可能定員	1号	1号	必須 : 1号, 2号 任意 : 3号	必須 : 2号 任意 : 1号, 3号	必須 : 1号, 2号 任意 : 3号	2号, 3号(いずれかのみの設定も可)
園長資格	教諭の専修(又は一種)免許状を有する者で、教員等の職に5年以上従事していること(専修免許状等を有していない場合は、教員等の職に10年以上従事していること。同様の能力を有すると認められる者でも可)。	教諭の専修(又は一種)免許状を有する者で、教員等の職に5年以上従事していること(専修免許状等を有していない場合は、教員等の職に10年以上従事していること。同様の能力を有すると認められる者でも可)。	教諭の専修(又は一種)免許状を有する者で、教員等の職に5年以上従事していること(専修免許状等を有していない場合は、教員等の職に10年以上従事していること。同様の能力を有すると認められる者でも可)。	教諭の専修(又は一種)免許状と保育士資格の両方を有する者で、教員、児童福祉施設の直接処遇職員等の職に5年以上従事していること(同様の能力を有すると認められる者でも可)。	教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、管理及び運営を行う能力を有する者	なし (「公定価格上における所長設置加算の算定要件は、児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」)
幼児教育・保育従事者	幼稚園教諭	幼稚園教諭	満3歳以上…両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可(ただし学級担任は幼稚園免許保有者) 満3歳未満…保育士資格が必要	保育教諭(幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する職員)。平成31年度末まで(法施行日から5年間)は、経過措置によりどちらかの資格保有で可。	満3歳以上…両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可(ただし学級担任は幼稚園免許保有者が原則) 満3歳未満…保育士資格が必要	保育士
職員配置	3歳児 35:1 4歳児 35:1 5歳児 35:1	(幼稚園設置基準上の職員配置) 3歳児 35:1 4歳児 35:1 5歳児 35:1  ※ただし、公定価格については、以下の職員配置をベースに積算している。 3歳児 20:1 4歳児 30:1 5歳児 30:1	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児 30:1 5歳児 30:1 ※平成31年度までは経過措置により3~5歳児35:1で可。	0歳児 3:1 1歳児 6:1 (→3号について)5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 (→2号について)15:1 4歳児 30:1 (→2号について)20:1 5歳児 30:1 (→2号について)25:1	0歳児 3:1 1歳児 6:1 (→3号について)5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 (→2号について)15:1 4歳児 30:1 (→2号について)20:1 5歳児 30:1 (→2号について)25:1	0歳児 3:1 1歳児 6:1 → 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 → 15:1 4歳児 30:1 → 20:1 5歳児 30:1 → 25:1
園舎・設備基準(面積等)	(2学級以上の場合) 園舎面積 320㎡+100㎡×(学級数-2)	(2学級以上の場合) 園舎面積 320㎡+100㎡×(学級数-2)	園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合計した面積が必要。 <幼稚園基準> 320㎡+100㎡×(学級数-2) <保育所基準> 1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数+3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数+1. 98㎡×満2歳児の園児数  また、各居室は以下の面積が必要 乳児室は1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室は3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室の必要面積は、1. 98㎡×満2歳以上の園児数  【既存施設に係る移行特例】(→既存施設の定義を「1年以上運営実績があること」と明確化する) 園舎面積が幼稚園設置基準を満たしている場合は、保育所設備基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき1.98㎡以上)を満たさなくても可。	同左	同左	<乳児室面積> 1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数  <ほふく室> 3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数  <保育室又は遊戯室> 1. 98㎡×満2歳以上の園児数  【既存施設に係る移行特例】(→既存施設の定義を「1年以上運営実績があること」と明確化する) 保育室等の面積が保育所基準を満たしている場合は、幼稚園設置基準の園舎延床面積を満たさなくても可。

\* 1号:3~5歳で教育のみの児童 2号:3~5歳の要保育児童 3号:0~2歳の要保育児童

	①幼稚園(旧制度(私学助成による運営))	②幼稚園(新制度)	③幼稚園型認定こども園	④幼保連携型認定こども園	⑤保育所型認定こども園	⑥保育所
運動場基準	学級数に応じ、以下の面積が必要。 ＜2学級以下＞330㎡+30㎡×(学級数-1) ＜3学級以上＞400㎡+80㎡×(学級数-3) また、園舎と同一敷地での確保が必要(代替地面積算入不可)。	学級数に応じ、以下の面積が必要。 ＜2学級以下＞330㎡+30㎡×(学級数-1) ＜3学級以上＞400㎡+80㎡×(学級数-3) また、園舎と同一敷地での確保が必要(代替地面積算入不可)。	A幼稚園基準とB保育所基準を比較し、いずれか大きい面積に加え、満2歳以上満3歳児未満の園児数×3.3㎡必要。 また、園舎と同一敷地での確保が必要(代替地面積算入不可)。  A幼稚園基準 ＜2学級以下＞330㎡+30㎡×(学級数-1) ＜3学級以上＞400㎡+80㎡×(学級数-3)  B保育所基準 3.3㎡×満3歳児以上の園児数	同左	A幼稚園基準とB保育所基準を比較し、いずれか大きい面積に加え、満2歳以上満3歳児未満の園児数×3.3㎡必要。 (代替地面積算入可)  A幼稚園基準 ＜2学級以下＞330㎡+30㎡×(学級数-1) ＜3学級以上＞400㎡+80㎡×(学級数-3)  B保育所基準 3.3㎡×満3歳児以上の園児数	3.3㎡×満2歳以上の園児数 (代替地面積算入可)
食事の提供	提供義務なし	提供義務なし	2号・3号については給食提供必須。 ただし、2号については外部搬入による食事の提供が可(3号は自園調理必要)	同左	同左	同左
園舎・設備基準(調理室)	調理室の設置は努力義務	調理室の設置は努力義務	調理室必要。 ただし、自園調理の対象児童が20人未満の場合は、独立した調理室の設置までは不要(なお、この場合でも調理設備の設置は必要)	同左	調理室必要	同左
開園時間	4時間の教育時間 (預かり保育実施園あり)	4時間の教育時間 (預かり保育実施園あり)	1日11時間	同左	同左	同左
給付体系	私学助成	保護者に施設型給付を支給 (給付費は法定代理受領により施設へ支払)	保護者に施設型給付を支給 (給付費は法定代理受領により施設へ支払)	同左	同左	市から施設へ委託費として支払
公定価格(国が定めた運営費の額)	—	幼稚園に係る公定価格	認定こども園に係る公定価格	同左	同左	保育所に係る公定価格
保育料	各園で自由に設定(就園奨励費補助あり)	京都市が設定	京都市が設定	京都市が設定	京都市が設定	京都市が設定
保護者負担(上乗せ徴収等)	各園の方針により設定可	各園の方針により設定可 (ただし、公定価格に含まれている経費は徴収不可)	各園の方針により設定可 (ただし、公定価格に含まれている経費は徴収不可) (→移行前と同様の徴収を認める)	各園の方針により設定可 (ただし、公定価格に含まれている経費は徴収不可) →人件費等は徴収不可(本市局長通知)	各園の方針により設定可 (ただし、公定価格に含まれている経費は徴収不可) →人件費等は徴収不可(本市局長通知)	上乗せ徴収については、本市の同意必要 (公定価格に含まれている経費は徴収不可) →人件費等は徴収不可(本市局長通知)

\* 1号:3~5歳で教育のみの児童 2号:3~5歳の要保育児童 3号:0~2歳の要保育児童